

体調不良の申し出

- 37.5度以上の発熱
- 平熱比+1度以上の発熱
- 息苦しさ（呼吸困難）や強いだるさ
- 軽度であっても咳・咽頭痛などの症状
- その他、体調がすぐれない など

**必ず内線電話・携帯電話などから
代表者（担当者）が申告**

【連絡先】

内線：121（日中）129（夜間）

外線：0893-24-5175（日中）

0893-24-5177（夜間）

【申告内容】団体名、傷病者名、症状、同室者の名前、
人数、部屋、待機場所、行動範囲 を伝える

利用者の流れ

② 体調不良者は待機場所へ移動し、待機する。
宿泊室同室者は宿泊室に待機させる。

③ 一般相談窓口へ連絡し、結果を事務室へ連絡する。

新型コロナウイルス一般相談窓口（24時間対応）
電話番号：089-909-3468（愛媛県・松山市共通）
※一般相談窓口の判断により所轄の保健所を通して
専門医療機関の受診となります。

④ 新型コロナウイルス一般相談窓口の対応を踏まえ、体調不良者と団体の今後の活動について協議する。

一般相談窓口の指示に従い、対応する。

宿泊室同室者の対応 ※原則として退所
夜間等すぐに退所できない等あれば、他団体と隔離
したうえで対応する。

体調不良者以外の対応

①活動内容の変更有無 ②バス手配等の状況

⑦ 団体の退所

退所後の経過（診断結果など）の連絡
利用終了後2週間の間に、新型コロナウイルス感
染症と診断された方がおられた場合、必ず交流の
家まで連絡すること

職員対応の流れ

① 団体の代表者へ待機場所を伝え、新型コロナウイルス
感染症に関する一般相談窓口の連絡先へ連絡をする
ように依頼する。

<待機場所> 当施設の指定する場所で待機
(例. 多目的ルーム等へ臨時に保健室を設定する等)

⑤ (新型コロナウイルスの発症疑いが高い場合)
一般相談窓口の指示に従い、対応を行う。

⑥ 他団体へ状況を説明・対応を確認

状況によっては、日程を短縮して退所してもらう。
発症団体と接触しないよう利用区域の立ち入りの制限を
行う。

⑧ 保健所の指示に従い、宿泊・研修施設の消毒・換気
(作業できる場所から)

★サージカルマスク・使い捨て手袋・合羽、靴用カバーなど
を着用